

捜査手法拡大

身近な人権やプライバシーに大きく関わる内容でありながら、あまり関心が向けられてないことを危惧する。

国会で審議されている刑事訴訟法改正など刑事司法改革関連法案の焦点の一つ、捜査手法の拡大についてだ。

一連の改革法案には、捜査過程で取り調べの録音・録画（可視化）を義務付けることとセットで、司法取引を認め、通信傍受の対象を広げる改正が盛り込まれている。

複雑化、広域化する犯罪に対応するためには、時代に即した捜査手法の拡大が必要だとしても、運用次第で広く踏み込んだ捜査が可能になる改

正は慎重さが欠かせない。

乱用の恐れは本当にないのか。歯止めの議論をしつかりとしておく必要がある。

特に懸念の声が強いのが通信傍受法の改正だ。

歯止めの議論をしつかりと

電話などの通話内容を傍受

する捜査について、現在は組織的殺人、銃器、薬物、集団密航の4種に限定している対象犯罪を大幅に拡大し、強盗や窃盗、詐欺、恐喝など9種の犯罪を新たに加える。

傍受の際に義務付けてきた通信事業者の立ち会いも、通信内容を暗号化する機器の使

用などによって不要とする。

巧妙になる一方の特殊詐欺や外国人窃盗など組織的な犯罪の捜査で威力を発揮すると期待されているが、通信傍受、いわゆる盗聴という手法はあくまで禁止手であるという原則を忘れてはならない。

憲法は「通信の秘密」を侵

すことを禁じている。

傍受が許されるのは、重大な事件であつて、その他の手段では証拠を得られない場合に限られるというのが、これまでの最高裁の見解だ。

対象犯罪の拡大や手続きの簡略化によって、禁止手の確信が緩むことになっては、方向性を誤ってしまう。

政府内では、公権力による

監視強化につながるとして反対が強い共謀罪の創設論議が依然くすぶる。重大犯罪で謀議に加わっただけで処罰対象にでき、通信傍受の拡大はその前段階とも指摘される。

改正の動きを軽視せず、運用実態をチェックできる仕組み

みの確保と、捜査当局の裁量

に制約を求め続けるための継続的な議論が必要になる。捜査手法をめぐっては、令状なしに衛星利用測位システム（GPS）を使って長期間行動を確認していた捜査を「プライバシー侵害で違法」と指摘する判断が先日、大阪地裁で示された。

一方で合法の判断もあるため断定的には扱えないが、人権より捜査を優先しがちな一線の危うさと、新しい捜査手法の運用の曖昧さに、反省を迫る内容と言える。

携帯電話のGPS捜査活用も、総務省指針の改定で簡便化された。乱用の歯止めは自らの自制的な姿勢にあることを、この機会に捜査当局はあらためて確認すべきだ。

一連の刑事司法改革は、

冤罪を防ぐための議論から始まった。捜査手法拡大はその副産物として検討された経緯がある。全面可視化が見送られながら捜査上の武器が拡充される展開には、不信の声も上がっている。人権重視が改革の基本だったことを忘れてはならない。

2015・7・5